# 2 歯及び口腔の 健康づくり

# 2 歯及び口腔の健康づくり

歯と口腔の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむなど、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素です。

80歳で自分の歯を20本保有することを目指すことが「8020運動」として提唱されているように、高齢者を対象とした研究では、歯の喪失が少なく、咀嚼能力が高い者は、活動能力が高く、運動・視聴覚機能に優れ、生活の質も高いことが明らかになっています。また、要介護者を対象とした研究では、口腔内衛生状態や咀嚼能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎 12の減少やADL(日常生活能力)の改善に有効とされています。

このようなことから、生涯にわたって生活の質を高めるため、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを効果的に進めることとし、妊産婦期(胎児期を含む)、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の5つのライフステージに応じた取組を推進します。

また、歯及び口腔の衛生状態の悪化が全身疾患の発症や重症化の一因となることから、衛生状態が悪化しやすい障害者や難病患者、要介護高齢者を、特に配慮を要する方として、適切な口腔管理等の歯科保健サービスの充実を図ります。

#### 妊産婦期

妊娠中は内分泌機能の生理的変化とともに、つわり等による不十分な歯みがき、間食回数の増加、生活習慣の変化等により、むし歯や歯周病が急増したり、悪化しやすい傾向にあり、近年の調査研究によると妊娠中の歯周疾患が早産や低体重児出産を誘発する可能性について指摘されています。

また、出産後も子育て等で多忙なため、出産で中断した治療が継続出来ず、出産を境に口腔内の衛生環境が悪化することも多く見受けられます。

さらに妊産婦自身だけでなく、胎児・乳児への影響も重要な時期であることから、妊産婦の歯と口腔の健康づくりについて、充実を図る必要があります。

# (1) 現状(P134 図表参照)

妊娠の総届出件数は、5万人台で、そのうち満 11 週以内(第3月以内)の届出が平成 22 年度では4万4千人で 87.1%となっています。

妊娠の届出を受けた市町では、母子健康手帳を交付する際、妊娠中

からの歯の健康づくりの重要性について普及を行っています。

平成 23 年度に、妊婦教室、母親教室等での健康教育や歯科相談など、 妊婦に対する歯科保健事業を実施した市町は 32 市町ですが、妊婦歯科 健診を実施しているのは 15 市町に留まります。

# (2) 課題

むし歯や歯周病に罹患しやすい妊産婦期の特性、胎児への影響や乳 歯形成等についての正しい知識の普及・歯科健診・歯科保健指導の充 実

# (3) 推進方策

「妊娠・出産期はむし歯や歯周病が重症化しやすいこと」、「歯周病が低体重児や早産等の誘因になる可能性があること」、「胎児期からの乳歯の形成のしくみ」や「乳歯の清掃方法」など、歯と口腔の健康づくりの正しい知識の普及を図るとともに、むし歯や歯周病の早期発見・予防のための歯科健診、保健指導の充実を図ります。

### 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
妊婦歯科健診、または歯科専門職による相談に取	32 市町	41 市町
り組む市町数の増加	(78.0%) (平成23年度健康増進課 調)	(100%)

#### 【主な推進施策】

妊娠・出産期における歯と口腔の健康づくりの重要性についての正 しい知識等の普及啓発

妊娠・出産期の歯と口腔状態の悪化防止の取り組みを促進するため、 妊娠・出産期の体調や生活習慣の変化による歯及び口腔状態の特性や、 胎児への影響についての正しい知識とともに、むし歯や歯周病の予防 のための歯科健診や口腔ケアの必要性について普及啓発を行います。

主体	主な役割
県民	・市町、医療機関等が実施する妊婦教室等への参加 ・妊娠・出産期の歯と口腔状態の特性について理解と日常 生活における正しい口腔ケアの実践
関係団体等	医療機関 ・妊婦教室、妊婦健診時等における歯と口腔の健康づくり に関する情報提供

	歯科医師会・歯科衛生士会
	・妊産婦に対する健康教育の実施及び実施への協力
	・妊産婦を対象とした情報提供、指導教材の作成
事業者	・妊娠・出産に配慮した職場環境の提供
	・妊婦教室等を活用した歯と口腔の健康づくりに関する
市町	健康教育の実施
ן דין דין דין דין דין	・歯と口腔の健康づくり、歯科健診の重要性に関する情報
	提供
県	・歯と口腔の健康づくり、歯科健診の必要性等の普及啓発
	・関係団体・産科医療機関に対する歯と口腔の健康づくり
	に関する情報提供及び意識啓発

# 妊産婦を対象とした歯科健診、歯科保健相談の実施

妊産婦のむし歯や歯周病の発症予防、早期発見、重症化予防のため、 歯科健診・保健指導を実施します。

主体	主な役割
	・歯科健診の受診
県民	・市町、医療機関等が実施する歯科保健相談・指導の活用
	・必要に応じ医療機関受診・治療の継続
	産科医療機関
関係団体等	・歯科健診の受診勧奨
医多种性	歯科医師会・歯科衛生士会
	・歯科健診、歯科保健相談及び指導の実施及び協力
事業者	・歯科健診、歯科保健相談及び指導を受ける妊産婦への配
尹未日	慮
市町	・歯科健診、歯科保健相談及び指導の実施
IB	・市町が実施する歯科健診に対する支援
県	・歯科健診の実施状況等に対する情報収集及び提供

## 乳幼児期

乳幼児期は、歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期であり、乳歯のむし歯と永久歯のむし歯には強い関連が認められています。また、咀嚼・嚥下機能 <sup>13</sup>を獲得する時期として、非常に重要な時期でもあることから、乳幼児期におけるむし歯予防対策の徹底と正しく噛む習慣の定着を図る必要があります。

# (1) 現状(P134 図表参照)

市町においては、母子保健事業として、乳幼児健診時に歯科健診も実施しており、平成 23 年度は、1 歳 6 か月児歯科健診が 96.4%、3 歳児歯科健診が 95.7%と高い受診率となっています。健診時に個別歯科保健指導を行っているほか、2 歳児等を対象とした歯みがき教室なども実施しています。また、20 市町において、フッ化物塗布を取り入れています。

健康増進計画では、「う歯(むし歯)のない幼児(3歳児)の増加」の平成24年度目標80%以上に向けて、これらの取組みを進め、平成23年度には82.8%と目標を達成しました。

しかし、むし歯のない3歳児の割合を市町別に比較した場合、最も高い市89.7%に対し、最も低い市65.4%と24.3%の差があり、今後、地域格差を解消していく必要があります。

また、幼児期におけるう蝕(むし歯)有病者率をみると、 1 歳 6 か月 児では約 2 %であったものが、 3 歳では約 20%、さらに 5 歳では約 50%と年齢が上がるにつれて増加する傾向にあります。

併せて、正しく噛むこと、正しい食べ方を獲得する大切な時期でもあり、食育を通して、家庭での基本的な歯科保健習慣の獲得とともに、3歳児健診以降の幼児に対しては、保育所・幼稚園で実施する歯科健診、正しい歯みがきの指導やフッ化物応用 <sup>14</sup> を含めたむし歯予防などの健康教育も重要です。

#### (2) 課題

乳幼児の歯と口腔の健康づくりの生活習慣の確立・定着に必要な正しい知識の普及、むし歯予防・早期発見のための歯科健診、歯科保健指導等の充実

# (3) 推進方策

乳幼児期に正しい基本的歯科保健習慣を身につけ、むし歯予防の徹底を図るため、市町、歯科医師会や歯科衛生士会、保育所・幼稚園、愛育班やいずみ会等の関係機関・団体が連携した正しい知識の普及とともに、むし歯の予防や早期発見のための歯科健診、保健指導等の充実を図ります。

# 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
3歳児のむし歯のない者の割合の増加	82.8% (平成23年度3歳児歯科 健診結果調査)	87%以上
3歳児のむし歯のない者の割合が 80%以上である 市町の増加	29 市町 (70.7%) (平成23 年度3 歳児歯 科健診結果調査)	33 市町以上 (80.4%)

## 【主な推進施策】

## むし歯予防のための正しい知識の普及啓発

歯みがきの方法や間食の与え方、フッ化物応用をはじめ、むし歯 予防のための正しい知識や生活習慣の定着を促進するため、子ども や保護者、保育所・幼稚園関係者に対して、普及啓発を進めます。

1 日 工 件 の 収 言	ay A
主体	主 な 役 割
県民	・フッ化物応用を含めたむし歯予防に対する正しい知識 の習得 ・むし歯予防のための歯みがき、甘味食品などの間食など
	に関する正しい知識の習得と実践
関係団体等	保育所・幼稚園 ・子どもや保護者に対するフッ化物応用を含めたむし歯予防のための健康教育の実施及び協力 ・職員を対象としたむし歯予防のための研修会開催歯科医師会(歯科医療機関)・歯科衛生士会 ・フッ化物応用を含めたむし歯予防に対する正しい知識の情報提供 ・ フッ化物応用実施に関する協力 ・ 乳幼児の歯・口腔の健康づくりに関する情報提供、指導教材の作成 ・ 市町、保育所・幼稚園等が実施する健康教育への従事、

	協力
	愛育班・いずみ会
	・乳幼児を対象とした事業での歯みがき習慣等についての
事業者	-
市町	・フッ化物応用を含めたむし歯予防に対する正しい知識に
ılı m]	ついての情報提供、健康教室等の開催
県	・フッ化物応用を含めたむし歯予防のための正しい知識の
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	最新情報の収集及び情報提供

# 乳幼児に対する歯科健診・保健指導の充実

むし歯の予防と早期発見・早期治療を促進するため、市町においては乳幼児歯科健診を実施し、個別歯科保健指導、フッ化物塗布などを実施します。

また、保育所や幼稚園においても歯科健診を実施し、歯科治療の必要な子どもの保護者への受診勧奨を行います。

主体	主な役割
県民	・ 歯科健診の受診、歯科保健指導への参加、指導内容の実践 ・必要に応じ医療機関受診・治療の継続
関係団体等	保育所・幼稚園 ・歯科健診の実施及び治療が必要な子どもの保護者への受診勧奨 歯科医師会(歯科医療機関)・歯科衛生士会 ・嘱託歯科医、園歯科医として、保育所・幼稚園が実施する歯科健診・保健指導への協力 ・市町母子保健事業(歯科健診、歯科保健指導)等への従事、協力 ・研修会開催等による事業従事者(歯科衛生士等)の資質質向上支援
事業者	・乳幼児歯科健診等を受けるための保護者への配慮 等
市町	・歯科健診及び保健指導の実施
県	・ 市町母子保健事業(歯科健診・保健指導等)への支援 ・ 市町、保育所・幼稚園が実施する歯科健診等のデータの 収集・分析、情報提供

# 食育等を通じた正しく噛む習慣の定着

正しい食習慣と併せて、正しく噛む習慣の定着を図るため、市町母子保健事業をはじめ、歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会、いずみ会、保育所・幼稚園等の連携のもとに、幼児期の保護者への周知や幼児の正しく噛む習慣の定着の支援に努めます。

主体	主な役割
県民	・正しく噛むことへの理解、習得 ・家庭での食事の工夫
関係団体等	保育所・幼稚園 ・食育等を通じた指導の実施 歯科医師会・歯科衛生士会>市町事業等への従事、協力 ・地域や保育所・幼稚園が実施する食育を通じた事業への協力 ・研修会開催等による事業従事者(歯科衛生士等)の資質向上支援 栄養士会・いずみ会 ・地域や保育所・幼稚園が実施する食育を通じた事業への協力 ・研修会開催等による事業従事者(栄養士等)の資質向上支援
事業者	-
市町	・市町母子保健事業等における食育を通じた事業の実施
県	・市町母子保健事業への支援

#### 学齢期

学齢期は、小学生から高校生までの成長期であり、歯についても乳歯から永久歯に生え変わるなど変化の大きな時期であるとともに、生涯にわたる健康づくりの基盤が形成される時期であるため、家庭や学校教育を通じて、児童・生徒自身が、むし歯発生と予防についての正しい知識を理解し、適切な生活習慣の定着を図るよう、徹底したむし歯予防対策に取り組む必要があります。

# (1) 現状(P134、P135 図表参照)

学校では、学校保健安全法に基づき、「児童・生徒定期健康診断」を行っており、歯・口腔の疾病の有無・形態及び発達状況を検査し、その結果により、適切な予防処置、治療勧告や個別指導などの事後措置をとるとともに、児童生徒の健康の保持増進を図っています。

健康増進計画では、「一人平均う歯(むし歯)数の減少(12歳)」の平成24年度目標値1歯以下に向けて取組み、平成18年度1.5歯から平成23年度1.18歯と着実に改善していますが、目標には達しませんでした。また、市町間で比較すると、最もむし歯の少ない町0.64歯に対し、多い町2.6歯と、1.96歯の格差があり、今後は地域格差の解消に取り組む必要があります。

学齢期におけるう蝕(むし歯)有病者率については、年々減少傾向にあるものの、小学1年生の約55%が、小学3年生には約70%と増加しています。小学5年生から中学1年生にかけて乳歯から永久歯への生え変わりが終了するため、一時的に有病者率は約50%に減少するものの、中学3年生以降、再び増加し、高校3年生では約70%となっています。このため、むし歯の発生と予防等に関する理解を促すためにも学校における歯科保健指導が大切です。

また、中学生・高校生になると生活習慣の乱れやホルモンバランスの崩れ等から、歯肉炎 <sup>15</sup> が認められるようになります。歯科健診の結果、歯科医師による精密検査や診断・治療が必要な歯周病 <sup>16</sup> の認められる者は、中学生 5 %前後、高校生 8 ~ 9 %です。成長ホルモンが関係する思春期性の歯肉炎は、学年が上がるにつれて増加傾向にあり、歯間清掃用具 <sup>17</sup> の使用を含めたセルフケアの習得の定着を図っていく必要があります。

# (2) 課題

児童・生徒自身が主体的に生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの基盤を形成し、適切な生活習慣の定着させるための正しい知識の普及啓発、むし歯・歯周病の予防・早期発見のための学校歯科検診、歯科保健指導の充実

# (3) 推進方策

家庭・学校・関係機関が連携・協働してむし歯・歯周病予防の徹底を図るため、正しい知識を普及啓発するとともに、学校歯科検診、歯科保健指導の充実を図ります。

## 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
12 歳児での一人平均むし歯の減少	1.18 歯 (平成 23 年保育所、幼稚 園及び学校における歯 科健診結果調査)	1 歯未満
12歳児での一人平均むし歯数が1.0未満である市町の増加	9 市町 ( 22.0% ) (平成 23 年保育所、幼稚 園及び学校における歯 科健診結果調査)	16 市町以上 (39%)

## 【主な推進施策】

# むし歯・歯周病予防の徹底を図るための正しい知識の普及啓発

児童・生徒自身がむし歯発生と予防についての正しい知識を理解し、適切な生活習慣の定着を促進するため、学校における健康教育の中で実施するほか、家庭、関係機関等が連携・協働して、むし歯予防の正しい知識の普及啓発を進めます。

主体	主 な 役 割
	・むし歯・歯周病の発生と予防に関する正しい知識の習得
県民	・歯及び口腔の健康のための適切な生活習慣の実践
	・学校や関係機関が開催する歯科健康教育事業等への参加
	歯科医師会
	・学校歯科医等として、むし歯・歯周病の発生と予防に関
	する理解を促すための学校等における健康教育の実施
関係団体等	への協力
	・むし歯・歯周病予防に対する正しい知識及び実践方法に
	ついての情報提供
	歯科衛生士会

に関する
する研修会
情報提供、
のための健
提供
援
を支援する
、フッ化物
ハての普及
機関・団体

# むし歯・歯周病の予防・早期発見のための学校歯科検診、歯科保健 指導の実施

乳歯から永久歯に生え変わるなど、歯及び口腔の状態の変化が大きい学齢期において、むし歯・歯周病の予防や早期発見を徹底するため、学校において実施する歯科検診を中心に、学校、家庭、歯科医療機関等の関係機関が連携しながら、正しい歯みがきや望ましい食習慣の指導等に取り組みます。併せて、歯周病の所見が見られる児童・生徒に対しては、個別指導などを強化します。

主体	主な役割
	・ 学校歯科検診受診及び受診結果の活用(不適切な生活習
県民	慣の見直し等)
	・必要に応じて医療機関受診、治療の継続
	歯科医師会
関係団体等	・学校歯科医等として、学校歯科検診実施及び歯科保健指
	導への協力

# 2 歯及び口腔の健康づくり

	2 国人の口腔の健康のです。
	歯科衛生士会
	・学校が実施する保健指導への協力
	・学校歯科検診の実施
	・学校歯科検診の結果、治療が必要な児童・生徒及び保護
	者への医療機関受診勧告
	・学校歯科検診の結果に基づく個別歯科保健指導の徹底
学校	教育委員会
	・ 学校における歯科検診結果のデータを収集・分析、各関
	係機関への情報提供
	・歯科検診結果を活用し、各学校、地域に応じた歯科保健
	事業の推進
市町	・学校が実施する歯科保健指導等への協力
	・学校における歯科検診結果のデータを収集・分析し、各
	関係機関に情報提供
県	教育委員会
	・学校における歯と口腔の健康づくりの目標設定及び実践
	のための支援

# 成人期

成人期は、仕事や家事による多忙から、食事時間など生活が不規則になる、自身の口腔ケア <sup>18</sup> がおろそかになりがちであり、また、歯や歯肉の痛みや不快感がなければ歯科専門家による専門的口腔ケアを受けにくい年代で、進行した歯周病が増える時期です。年齢とともに、進行した歯周疾患や歯の喪失が増加し、歯の喪失によって、食生活に支障をきたし、その結果として、身体の機能の低下を招くことから、成人期からの歯周病の予防が必要です。

# (1) 現状(P136、P137 図表参照)

兵庫県では、生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより、 健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごすため、802 0運動を推進しています。

各市町では、歯周病の予防・早期発見のため、住民を対象とした歯周疾患検診や保健指導、健康教育事業を実施しており、健康増進事業として、40歳、50歳、60歳、70歳の節目検診対象者に実施している場合と、対象年齢を拡大して実施している場合、保健センター等での集団検診または医療機関で受診する個別検診と、各地域の実情に応じて、様々な工夫をこらしています。しかし、全体的に受診状況は低調です。

また、働き盛り世代が受診機会を得るためには、事業所において歯科健診が実施されるのが望まれますが、実施している事業所は多くありません。県では、モデル的に標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル 19を導入した事業所歯科健診を実施しています。実施した事業所では、従業員に行動変容が見られるなど、一定の効果が見られており、普及を図る必要があります。

これらの取組みにもかかわらず、成人期の「進行した歯周病」は、 市町歯周疾患検診結果をみると、40歳で18年度35.1%から22年度 36.3%に、50歳で18年度47.7%から22年度48.9%といずれも悪化し ています。

また、学校歯科検診のデータでは、高校生の歯周病が 7~9%であるのに対し、20歳の進行した歯周病は 28.7%と、学齢期以降、急激に歯周病が増加している実態を踏まえ、成人期の初期である若い世代への歯周病対策も大きな課題です。

歯周疾患検診の一人当たりの現在歯数は、20歳において 28.8歯であり、以降は 40歳で 28.2歯、60歳で 25.2歯、80歳で 15.3歯と、加齢とともに減少しており、8020運動の目標値を達成している人の割合は、平成 23年度兵庫県づくり実態調査によると、40歳で 64.1%、60歳で

61.1%、80歳で35.2%となっており、年齢とともに減少傾向にあります。

#### 〔8020運動の目標値〕

35 歳~44 歳:28 歯以上、45 歳~54 歳:25 歯以上、55 歳~64 歳:24 歯以上、65 歳~74 歳:22 歯以上、75 歳以上:20 歯以上

このため、歯間清掃用具による口腔清掃の方法の普及、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃の受診を促進するなど一層の歯周病対策強化が必要です。

# (2) 課題

歯周病と全身疾患との関係や歯周病予防のための歯科健診の重要性などの普及啓発及び口腔ケアの実践支援、歯周疾患検診等の定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実

## (3) 推進方策

成人期の歯周病の予防や歯の喪失を防止するため、正しい口腔清掃の方法や専門職による口腔清掃の必要性などの口腔ケアと歯科健診の必要性、全身疾患と歯周病、喫煙と歯周病の関連など歯周病予防についての正しい知識を普及するとともに、市町歯周疾患検診等の歯科健診及び保健指導の充実、事業所歯科健診の拡充を図ります。

# 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加(20歳以上)	46.9% (平成23年度兵庫県健康 づくり実態調査)	56%以上
8020 運動目標達成者割合の増加 40 歳 28 歯以上 50 歳 25 歯以上 60 歳 24 歯以上	40 歳 64.1% 50 歳 76.9% 60 歳 61.1% (平成23年度兵庫県健康 づくり実態調査)	40 歳 77%以上 50 歳 92%以上 60 歳 73%以上
歯間清掃用具を使用する人の割合の増加(20 歳以 上)	45.1% (平成23年度兵庫県健康 づくり実態調査)	54%以上
定期的な歯石除去や歯面清掃する人の割合の増 加(20歳以上)	24.6% (平成23年度兵庫県健康 づくり実態調査)	30%以上

# 【主な推進施策】

歯周病予防の重要性についての正しい知識の普及啓発及び口腔ケアの実践

歯周病の罹患等を防止するため、歯みがきのほか、食生活等の生活習慣との関連など、正しい摂食・咀嚼・嚥下ができる口腔環境の重要性、歯間清掃用具による口腔清掃の方法、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃を受けることの必要性等、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

特に、歯周病の最大の危険因子となっている喫煙は、 ニコチンの血管収縮作用によって血液の流れが低下し、口腔粘膜や歯肉の酸素不足、栄養不足を招く。 歯肉が繊維化され炎症に対する防御反応が現れにくくなる。 白血球の機能低下により免疫力が低下する。

唾液の分泌が減少して口の中が不潔になりやすいことから、喫煙者の減少を目指して、禁煙により、歯周病の予防や治療効果が高まることの情報提供に努めます。

また、糖尿病等の全身疾患と歯周病の関係についての正しい知識についても情報提供を行います。

これらの普及啓発にあたっては、各地域で歯の健康づくり、歯科健診の勧奨等の普及啓発を行う8020運動推進員を育成し、地域における歯の健康づくりの活動を支援します。

主体	主 な 役 割
県民	・歯周病の予防、歯科健診、かかりつけ歯科医をもち、定
	期的に受診して歯石除去等の専門的口腔ケアを受ける
)/\ L0	ことの重要性についての理解と実践
	・歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践
	・ 8020 運動推進員の選出、地域での普及啓発活動
	・8020運動推進員として地域における歯の健康づくり、
	歯科健診の勧奨等の普及啓発活動
	医師会、看護協会等
関係団体等	・ 喫煙と歯周病の関連、糖尿病等全身疾患と歯周病との
	関係などに関する正しい知識の普及
	歯科医師会(歯科医療機関)
	・ 歯周病予防についての正しい知識の情報提供
	(喫煙との関係、全身疾患との関係等を含む)
	・歯間清掃用具の正しい使用方法について普及啓発

	・ 啓発用パンフレットの作成
	・ 20 歳(はたち)の歯科健診キャンペーンによる啓発
	歯科衛生士会
	・健康公開講座の開催により、かかりつけ歯科医を持ち、
	歯科健診、歯石除去等を受診することの重要性について
	の普及啓発
	・ 啓発用パンフレットの作成
	愛育班・いずみ会
	・講習会等において、歯や口腔の健康の保持のため、定期
	的な歯科健診の受診を呼びかけ
	・ 従業員が歯と口腔の健康づくりについて正しい知識を
事業者	習得し、口腔ケア(セルフケアと専門的口腔ケア)を取り
尹未日	入れることができるよう健康教育、情報提供等の実施
	・洗口場の確保
	・8020運動推進員と連携した地域における歯の健康づく
	り等の啓発活動
市町	・歯間清掃用具の正しい使用方法の普及啓発
נון נון ווי	・ 定期的な受診による歯面清掃等の専門的口腔ケアを受
	けることの重要性の普及啓発
	・喫煙が与える口腔への健康被害の普及啓発
	・ 8020 運動推進員の養成
	・歯間清掃用具の正しい使用方法の普及啓発
県	・定期的な受診による歯面清掃等の専門的口腔ケアを受
不	けることの重要性の普及啓発
	・ 喫煙が与える口腔への健康被害や禁煙外来についての
	情報提供

# 歯周疾患検診等定期的な歯科健診及び歯科保健指導の充実

住民の歯周疾患予防の意識向上や歯科保健行動などの促進を図るため、地域の実状に応じ、住民が利用しやすいよう、市町歯周疾患健診等定期的な歯科健診や歯科保健相談等の充実を図ります。

主体	主 な 役 割
	・定期的な歯科健診の受診、歯科保健相談・指導の活用
県民	・必要に応じて、医療機関受診、治療の継続
	・保健指導内容の実践(生活習慣の見直し等)
関係団体等	医師会、看護協会等

	・定期的な歯科健診の受診勧奨
	歯科医師会、歯科衛生士会
	・定期的な歯科健診及び指導の実施
	・市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への協力
・市町歯周疾患検診等の定期歯科健診、歯科保健相談・指導を	
尹未日	やすい環境づくり
	・市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導の充実
市町	(節目検診及び対象年齢の拡充等)
	・歯間部清掃用具等の使用の実践支援(保健指導)
	・市町歯周疾患検診、歯科保健相談・指導への支援
県	(市町健康増進事業補助事業等による財政支援)
木	・市町が実施する歯周疾患検診等のデータを収集・分析
	し、各機関に情報提供

# 事業所歯科健診の拡充

働き盛りである成人期の歯の健康づくりを推進するため、事業所 歯科健診の拡充に取り組みます。

【日王仲の役割	<b>3</b> 3 <b>4</b>
主体	主な役割
県民	・事業所歯科健診への積極的な参加
関係団体等	歯科医師会・歯科衛生士会
医多种性	・事業所歯科健診及び保健指導への協力
	・事業所歯科健診・歯科保健指導の実施
事業者	・検診の結果、治療が必要な従業員に対する医療機関受診
	勧告、治療継続への配慮
	・事業所歯科健診の取組の支援
市町	・管内の事業所に対して市町歯周疾患検診実施状況の情
	報提供
県	・事業所歯科健診の取組の支援
<b>宗</b>	(標準的な成人歯科健診プログラムの導入支援)

### 高齢期

高齢期は、むし歯・歯周病による歯の喪失が急増するとともに、義歯装着者が増加し、咀嚼機能が低下します。さらに加齢や歯周病による歯槽骨の吸収や歯肉退宿で露出した歯根部、治療済みの歯や義歯の釣(バネ)がかかっている歯にむし歯が発生しやすくなります。

また、唾液分泌量の減少、口腔機能の低下等によって、口の中に汚れが残りやすくなるとともに、咀嚼・嚥下機能が低下するため、誤嚥性肺炎を発症することもあります。

さらに、全身疾患を有することが多くなり、内服薬による口腔への影響やADL(日常生活動作)の低下・入院生活による生活環境の変化に伴い、口腔ケアの維持が不十分になる時期でもあります。

このため、定期健診や専門的口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図るよう支援する必要があります。

# (1) 現状

市町においては、健康増進事業の中で、歯周疾患検診、健康相談、健康教育を実施しています。

また、平成23年度に、介護予防事業の中で口腔ケア、口腔機能の維持向上のための口腔機能向上プログラムを実施した市町が36市町ありました。

平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査では、8020 運動の目標値を達成している人の割合は、60歳(24歯以上保持)で 61.1%だったのが、70歳(22歯以上保持)で 53.5%、80歳(20歯以上保持)35.2%と、年齢が上がるにつれ、減少しており、8020運動の目標を達成するための取組の強化が必要です。

#### (2) 課題

口腔機能の低下に伴う誤嚥性肺炎の発症を予防するための口腔ケアの重要性の普及啓発や歯科健診、歯科保健指導、介護予防の充実、全身疾患との関連に伴う医科歯科連携の強化

## (3) 推進方策

老化による口腔機能の低下に伴う食事中のむせや誤嚥性肺炎の発症を予防するため、口腔機能の維持、口腔ケア等の高齢期の歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、定期的な歯科健診や保健指導、介護予防の観点からの口腔機能の維持向上など支援の充実を図ります。

# 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
8020 運動目標達成者割合の増加	70 歳 53.5%	70 歳 64%以上
70 歳 22 歯以上	80 歳	80 歳
80 歳 20 歯以上	35.2% (平成 23 年度兵庫県健	42%以上
	康づくり実態調査)	
介護予防事業において口腔機能向上プログラム	36 市町	41 市町
	87.8%	100%
を実施している市町数の増加	(平成 23 年度)	

# 【主な推進施策】

# 口腔ケアの重要性や歯科健診の必要性についての普及啓発

高齢者の歯の喪失や歯周病の進行に伴う、口腔機能の低下を防止するため、歯周病は、動脈硬化などの動脈硬化性疾患、感染性心内膜炎等の誘因となる可能性があること、また、歯周病の予防・治療が糖尿病の改善、悪化予防につながること、さらに手術前の口腔管理により術後合併症の発生頻度が減少することなど口腔疾患の重症化予防の重要性などの普及啓発とともに、歯間清掃用具の正しい使用法や義歯の手入れ、定期的な歯科受診による歯面清掃等の必要性の普及啓発に取り組みます。

トロエ件の収ま	
主体	主な役割
県民	・歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践 ・義歯の手入れの習得、実践 ・定期的な歯科受診による専門的口腔ケアの必要性の理 解、実践
関係団体等	・8020運動推進員による口腔ケアの重要性についての 普及啓発 愛育班・いずみ会 ・口腔ケアの重要性についての呼びかけ 老人クラブ ・「健康づくり実践リーダー研修会」の開催 ・健康づくりの学習・実践・点検 ・口腔ケアの重要性についての普及啓発 歯科医師会・歯科衛生士会

	・歯間清掃用具の正しい使用法、義歯の手入れについての
	情報提供、指導
	・歯科専門職による専門的口腔ケアの重要性についての普
	及啓発
事業者	・口腔ケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及
	啓発への協力
	・口腔ケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発
市町	・地域における高齢者訪問サービス事業 (給食サービスな
	ど)利用者に口腔ケアの重要性を普及啓発
県	・口腔ケアの重要性、歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発

# 高齢者に対する歯科健診と保健指導の充実

全身疾患や伴うことの多い高齢者の口腔機能の維持のため、全身状態、口腔内の状況など、高齢者の個人差、状況に合わせ、医科と歯科相互の連携のもと、定期的な歯科健診や専門的口腔ケアの実施、義歯の手入れなど具体的な口腔ケアの実施方法等の保健指導の充実に取り組みます。

【日土体の役割】	
主体	主な役割
県民	・かかりつけ医・歯科医をもつことの重要性への理解・定期的な歯科健診の受診・専門的口腔ケアのための受診・保健指導内容(口腔ケア)の実践
関係団体等	医師会、看護協会等 ・定期歯科健診の受診勧奨 歯科医師会・歯科衛生士会 ・歯科健診の実施 ・定期的な専門的口腔ケアの実施(受診勧奨) 医師会、歯科医師会等 ・医科と歯科の連携の強化(会議、研修会の開催等)
事業者	-
市町	<ul><li>・歯周疾患健診の実施</li><li>・市町健康増進事業における歯科健康相談、保健指導の実施</li></ul>
県	<ul><li>・市町歯周疾患健診、歯科保健相談等のデータを収集・分析し、情報提供</li><li>・医科歯科連携の促進に関する研修の実施等</li></ul>

# 介護予防事業における口腔機能向上プログラムの充実

介護が必要な状態になることをできる限り防止するとともに、高齢者の生きる活力を引き出すため、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能等の向上支援など市町において実施する介護予防事業の口腔機能向上プログラムの充実を進めます。

主体	主な役割
県民	・市町が実施する介護予防事業への参加
関係団体等	老人クラブ ・市町が実施する介護予防事業における口腔機能向上プログラム実施への協力、参加呼びかけ 歯科医師会・歯科衛生士会 ・市町が実施する介護予防事業における口腔機能向上プログラム実施への協力 栄養士会 ・市町が実施する介護予防事業における口腔機能向上プログラム実施への連携
事業者	-
市町	・介護予防事業における口腔機能向上プログラムの実施 ・地域包括支援センターを拠点とした高齢者の口腔機能 向上支援
県	・市町が実施する介護予防事業における口腔機能向上プログラムの実施支援

# 特に配慮を要する方

障害児(者)や要介護高齢者、糖尿病患者、難病患者等は、むし歯や歯周病に罹患・悪化しやすく、また歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要するため、かかりつけ歯科医と保健医療専門職が連携して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持のための適切な口腔管理と指導など、歯科保健サービスの充実を図る必要があります。

# (1) 現状(P138、P139 図表参照)

# [障害児(者)]

障害の種類や程度、または口腔の問題の状況も個人差が著しく、 さらに、年齢や生活環境等を考慮したきめ細かい対応が望まれます。 特に、歯科受診については、一定のスペースや機器が必要であっ たり、受診や治療に対する拒否や抵抗が強く現れたりすることがあ る、非常に難しい実情があるため、日常からむし歯や歯周病を予防 することが必要です。

また、障害児(者)本人が、むし歯や歯周病を発症していても、 痛みを言葉で伝えるのが難しい場合も多く、重症化してから気がつ くことも多いため、家族や介護者などが口腔ケアの重要性を理解す る必要があります。

県健康福祉事務所において、平成22年度に難病患者、障害児(者)等を対象として実施した専門的歯科保健相談では、参加者817人のうち、歯科医師の所見において要治療であった者の割合は、難病患者が65.0%、障害者が78.4%となっています。

さらに、平成24年度に県内の障害児(者)入所施設を対象とした調査によると、障害児(者)入所施設における口腔ケアについては、1日3回以上実施が48.3%、1日1~2回実施が44.7%となっており、9割以上の施設で毎日実施されています。

また、歯科健診については、「年1回以上実施」が65.8%、「不定期に実施」が27.2%となっており、93%の施設において、健診が実施されていますが、歯と口腔の健康を保つためには、年1回以上の定期健診を実施する必要があります。

歯科健診や口腔ケアの実施にあたっては、一人ひとりの障害の状況に配慮しながら進める必要があり、施設においては、協力歯科医や歯科衛生士などの歯科専門家の指導や助言を受けながら、実施している状況です。

# 「要介護高齢者」

高齢者は、歯の欠損や義歯装着、多種類の服薬による唾液分泌の減少、口腔内の動きの低下、ADLの低下による清掃不良等から口腔衛生状態が不良となりやすく、感染に対する抵抗力が弱いことから、口腔内の清潔には十分に配慮する必要があります。

平成24年度に県内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を対象とした調査によると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における口腔ケアについては、1日3回以上実施が47.9%、1日1~2回実施が49.7%となっており、97.6%以上の施設で毎日実施されています。歯科健診については、「年1回以上実施」が28.9%、「不定期に実施」が42.7%となっており、健診実施の体制が図られているのは、7割程度と推定されます。

また、介護保険における口腔機能管理体制加算(歯科医師や歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施し、さらに技術的助言・指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成・保管する)を算定している施設は51.1%ですが、そのうち、口腔機能維持加算(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月4回以上、入所者に口腔ケアを実施)を算定している施設は12.0%に留まっています。

要介護高齢者は、摂食嚥下障害<sup>20</sup>を伴っている場合も多く、誤嚥性肺炎の予防も含めた歯、歯肉、舌等の清掃等の口腔ケアとともに、舌や口唇、あごの動き等、口腔機能の低下を予防することが重要です。

#### 「糖尿病患者)

歯周病と全身疾患、特に糖尿病との相互関係が強く、 糖尿病患者は歯周病になりやすい、 糖尿病は免疫力を低下させるため歯周病が重症化しやすい、 進行 した歯周病のような慢性炎症を放置するとインスリンの働きが妨げられ、糖尿病が悪化する可能性がある、と言われています。

糖尿病患者自身が歯周病と糖尿病の相互関係を正しく理解し、糖尿病治療とともに、歯科受診を継続できるように、医科歯科連携の強化を図る必要があります。

#### 「難病患者]

疾病が原因となってう蝕や歯周疾患にり患しやすい口腔状態であったり、歯肉出血・口腔粘膜の水疱やカンジダ症等が発症しやすく、疾病の進行によって、口腔内の状況が急激に悪化するなど、舌や口腔粘膜の痛みが生じやすくなっています。

また、ステロイド剤等の使用が長期にわたるため、歯科治療に際して感染予防、血圧低下などに十分な配慮が必要です。

神経難病患者は病気の進行により、食物の経口摂取困難や、唾液の分泌の減少、口腔内の自浄作用の低下をきたしやすくなります。筋力低下による咀嚼や嚥下機能の低下も見られ、嚥下障害による食物や唾液の誤嚥等により嚥下性肺炎を発症することもあります。

膠原病患者等は、口腔乾燥(膠原病に伴うシェーグレン症候群)や、口腔粘膜の潰瘍(ベーチェット病)等、歯肉出血・口腔粘膜への水疱が生じやすく、薬剤の服用により口腔乾燥、粘膜病変、味覚障害等が生じることもあります。

難病患者や介護者にとっては、全身的な問題が優先されがちですが、 難病患者・家族が口腔ケアの重要性を十分に理解し、適切な口腔ケア、 治療につなげることが必要です。

難病患者団体では、患者や家族、介護者等に対して、口腔ケアの重要性を学習する講演会などを実施していますが、普及啓発とともに、疾患に応じた専門的な支援が確実に受けられるよう、医科歯科連携の強化も重要です。

# (2) 課題

特に配慮を要する方の合併症の予防、進行防止のために、かかりつけ 歯科医をもつことの重要性の普及啓発、定期的な歯科健診、歯科保健指 導の充実、医科と歯科との連携の強化

#### (3) 推進方策

障害児(者)や要介護高齢者、糖尿病、難病患者等のむし歯や歯周病、 誤嚥性肺炎の罹患・悪化を予防するため、かかりつけ歯科医をもつこ との重要性の普及啓発、定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実を図 り、医科歯科連携の強化を推進します。

#### 【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成 29 年度)
障害(児)者入所施設での定期的な歯科健診実施 率の増加	65.8% (平成 24 年度健康増 進課調)	80%以上
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定 期的な歯科健診実施率の増加	28.9% (平成 24 年度健康増 進課調)	35%以上

# 【主な推進施策】

家族、看護・介護従事者等を中心に誤嚥性肺炎・歯周病に関する 正しい知識と予防方法の普及啓発

誤嚥性肺炎等の合併症を予防するために、家族、看護・介護従事者等に対して、歯周病の正しい知識や、予防方法、かかりつけ歯科 医を持つことの重要性等について普及啓発を進めます。

よ合主体の役割 主体	主な役割
I'T'	・要介護等の歯周病予防に関する正しい知識の習得、歯周
県民	
	病予防・進行防止方法の実践
	・県、市町歯科保健事業、医療機関等における専門相談の
	活用等
	医師会(医療機関)、訪問看護ステーション、地域包括
	支援センター等 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	・患者、家族、介護従事者への口腔ケアの重要性の普及、
	歯科受診勧奨
	歯科医師会(歯科医療機関)
	・介護従事者、家族への歯周病への正しい知識と歯周病予
	防・進行防止方法の普及啓発
	・市町歯科保健事業への積極的な協力
	・専門的歯科相談の実施
	・ かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科
関係団体等	健診・歯科治療を行い、家庭、施設での歯の健康づくり
	に必要な知識・情報を提供
	歯科衛生士会
	・ 施設での口腔ケア、歯みがき指導の普及啓発、実践
	難病患者団体・障害者関係団体
	・患者、家族等への口腔ケアの重要性についての講演会実施
	施設
	・県・市町・関係団体等が実施する歯科保健相談事業等の
	積極的な活用
	・介護従事者、利用者、家族への講演会、口腔ケア研修会
	等の開催
事業者	・ 介護従事者、家族への歯周病等への正しい知識と歯周病
	・ 介護促事者、家族への歯局病等への正しい知識と歯局病 ・ 予防・進行防止方法や口腔ケア、口腔機能維持向上の重
± m	要性についての普及啓発の実施、協力 等 ・施設と連携した口腔ケアの重要性についての普及啓発
市町	・ 施設と埋携した口腔ケアの重要性についての普及啓発

	・在宅の要介護者及び介護者への口腔ケアの重要性につ
	いての普及啓発
	・歯科健診や歯科相談の実施、充実
県	・口腔ケアの重要性についての普及啓発
	・歯科健診等の必要性の普及啓発

# 定期的な歯科健診の実施、歯科保健指導の充実

口腔の衛生状態を良好に保ち、むし歯や歯周病を予防するため、 在宅療養を支える関係者と協力し、障害児(者)、要介護高齢者、 糖尿病患者、難病患者等の障害や、病気、難病の特性を理解した診 察、口腔ケアの技術等、特に配慮した定期的な歯科健診、歯科保健 指導の充実に取り組みます。

主体	主 な 役 割
県民	・定期的に歯科健診を受診 ・必要に応じて、医療機関を受診、治療を継続 ・県・市町が実施する歯科保健事業、医療機関等における 専門相談の活用
関係団体等	医師会(医療機関) ・歯科との情報交換 歯科医師会(歯科医療機関) ・かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科 健診・歯科治療を実施、状態に応じた口腔ケア等の指導 ・障害者歯科診療に配慮した歯科診療所、訪問歯科診療実 施診療所等についての情報提供 歯科衛生士会 ・歯科保健相談、訪問歯科保健指導への協力 ・損食機能訓練等を含めた専門的口腔ケアの指導・実施 施設 ・介護保険施設においては、口腔ケアに関する加算を算定 できる体制を整備 ・利用者に対する定期歯科健診の実施 ・協力歯科医、歯科衛生士と連携した歯科保健事業の実施 ・鳴・市町・関係団体等が実施する歯科保健相談事業等の 積極的な活用
事業者	-

市町	・施設と連携した歯科保健相談等の歯科保健事業の実施
	・在宅の要介護者及び介護者への訪問歯科保健指導等、歯
	科保健対策の実施
	・歯科健診や歯科相談の実施、充実
	・専門的歯科保健対策事業の実施
	・心身障害児等への保健医療相談窓口の設置
県	・歯科健診等の必要性の普及啓発
	・歯科健診実施状況等の調査の実施、データ収集、情報提
	供

# 医科と歯科の連携の強化

障害児(者)、要介護高齢者、糖尿病患者、難病患者等の合併症 予防、重症化予防のため、全身疾患等の治療を担当する医師と歯科 保健医療サービスを提供する歯科医師が協力して効果的な支援がで きるよう、医科と歯科相互の情報共有や、相互の専門知識の収集・ 理解と活用、連携を進めます。

主体	主 な 役 割
県民	・かかりつけ医・歯科医をもつことの重要性への理解
	医療機関、医師会、歯科医師会等
関係団体等	・医科と歯科の連携の強化(会議、研修会の開催等)
	・地域医療連携パス(脳卒中・糖尿病・がん)の活用
事業者	-
市町	・医科歯科連携の促進への協力(情報提供等)
県	・地域医療連携パス(脳卒中・糖尿病・がん)の推進
宗	・医科歯科連携の促進に関する研修の実施